

議案第6号

中部広域行政管理組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、中部広域行政管理組合の解散に伴う財産処分は、鳥取中部ふるさと広域連合に帰属することを関係市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年1月23日

三朝町長 吉田秀光

平成10年1月23日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美